

令和 8 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 4 月 24 日 (金)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和8年4月24日(金)
午前9時00分開会 午前9時42分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
- 議案第 5号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
- 議案第 6号 農用地利用集積等促進計画について(所有権の移転)
- 議案第 7号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第 8号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第 9号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第 10号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第 4号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 6号 現況証明について
- 報告第 7号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について
- 報告第 8号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	3 番 太田由美子	4 番 大竹 孝夫
5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁	7 番 近藤 好幸
9 番 杉浦 圭志	10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道
12 番 高部 宏生	13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男
15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ
18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久
21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 2 番 岩瀬 宏二 8 番 佐野恵美子 23 番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 3 名

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 4 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いたします。
- 会 長 <挨拶>
それでは、総会を始めます。
なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 本日は 議席番号 2 番 岩瀬宏二委員、同 8 番 佐野恵美子委員、
同 23 番 森下秋吉委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお
願いたします。
出席委員は、委員総数 24 名中 21 名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし
ます。
次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認め、
議席番号 4 番 大竹孝夫委員、同 5 番 加藤正雄委員を議事録署名
委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、17日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

高塚町地内始め2筆の所有権を移転する案件は、許可要件で所有農地の全部効率利用要件を満たさなかったため、4月21日に取下願の提出がありました。

番号4番の案件について、湖西市の経営農地における利用状況に関して、湖西市農業委員会より回答があり、特段問題がないことを確認しております。

番号13番と14番の案件について、豊川市の経営農地における利用状況に関して、豊川市農業委員会より回答があり、特段問題がないことを確認しております。

番号3番の案件について、経営農地の一部において、資材置き場として使用されている部分がありましたが、現地調査により農地復元されたことを確認しております。

番号16番の案件について、書類説明会の時点で申請地に含まれていた農地に一部変更が生じております。高田町地内の2筆については、受人が使用する農業用ハウスがかかっている部分のみに権利設定するため、一部面積を変更しております。また、高田町地内の1筆については取り下げることとなりましたので、申請地から除外しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに、農地法第3条番号1番及び9番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第1号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページから3ページをご覧ください。

番号1番から16番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませぬか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第2号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第2号、4ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。

信用性については、完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣接地が農地以外である案件です。

一時転用については、該当ありません。
以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第3号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第3号、5ページから6ページをお願いします。

番号1番から9番までの9件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・4番・8番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・5番から7番・9番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号3番の1件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料1-2 議案第4号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から68番までの68件を一括上程いたします。

なお、番号34番は高橋委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

高橋委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、6月1日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を願いますのでございます。

別添資料1-2をご覧ください。1ページから15ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が68件118筆140,238.00㎡でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号34番の1件、それ以外の案件と2つに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号34番の1件を審議いたします。高橋委員は退席してください。

〈高橋委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 高橋委員は復席してください。

議長 〈高橋委員 復席〉

議長 続きまして、番号 34 番を除く 67 件を一括審議いたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

全員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 5 号

議長 「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

議長 利用権移転の番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

議長 内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

議長 農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2、16 ページから 22 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 6 月 1 日付で利用権が移転する案件が 6 件 295 筆、337,147.48 m²でございます。
ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 6 号
「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、2 件 3 筆 3,449.00 m²でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。

ご意見のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

委 員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料1に戻り 議案第7号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第7号 7ページをご覧ください。

議案第7号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この1件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第8号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を

議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第8号 8ページをご覧ください。

議案第8号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この2件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第9号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第9号 9ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 10 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画 課 議案第 10 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。
4 月 9 日の書類説明会でご説明したとおり、5 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 377 筆、404,426.13 m²です。
地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 12 筆、11,807 m²、非農地証明、現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 10 筆、1,086 m²、農業用施設の設置に関する案件が 1 筆、1,575 m²、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 34 筆、14,873.56 m²、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 44 筆、56,838 m²、解約による耕作者不在への変更が 24 筆、24,988 m²、以前の非農地判断の誤りにより土地を追加したものが 2 筆、483 m²、昨年 12 月から今年の 1 月にかけて行った地域計画進捗報告会で書き込んでいただいた担う者の追加が 256 筆、292,775.57 m²でございます。
なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるかとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。
ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料1 10ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に11ページをお願いします。

報告第2号の番号1番の1件、及び12ページからの報告第3号の番号1番から 15ページ 25番までの25件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に16ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から 17ページ 16番までの16件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に18ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から 26ページ 53番までの53件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に27ページをお願いします。

報告第6号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は畑と雑種地でした。次に28ページをお願いします。

続きまして報告第7号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について をご覧ください。

番号1番は、令和8年3月にあっせん委員の指名をした伊古部町の農地です。

資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

続きまして報告第8号 農業委員会による最適化活動の目標の公表について 説明させていただきます。A4の資料1-4をご覧ください。

本件につきましては、去る3月30日の委員全員協議会において目標設定について承認をいただきましたが、国から4月末までにその公表を求められております。

3月30日の時点では、一部の目標数値の算定根拠となる実績数値の集計が完了していない項目（委員等の活動実績）もございましたが、令和7年度の実績数値が出そろい、その集計結果を踏まえ、目標数値を一部変更し、その旨を先日行われた運営委員会にて了承いただいた上で、本市ホームページにて公表させていただきました。

なお変更点は、資料の3ページ目、上から3分の1ほどのところがございます、「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 活動の日数目標」で、3月30日時点での日数目標は「11日」としておりましたが、昨年度の実績を集計したところ、平均の活動日数が「11.05日」であったため、その実績を上回る「12日」を目標とすることに変更しております。

その他の箇所については変更ありません。

なお、当初、報告事案として予定しておりました「農地基本台帳の登載について」は、事案がなくなりましたことを報告させていただきます。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 9 時 42 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年4月24日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号4番 大竹 孝夫 委員)

議事録署名者
(議席番号5番 加藤 正雄 委員)